

## 1 整備計画 (案)

別紙のとおり整備計画の変更を行う。

## 2 変更理由

社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる一般住宅、資材置場、太陽光パネル用地としての除外を行う。

この農用地域から除外するために行う変更は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という）第 13 条第 2 項の要件の全てを満たす。

### (1) 農用地利用計画について

- ① 農用地域内の土地を農用地域から除外するための農用地利用計画の変更について(別紙 1)  
別紙 1 のとおり
- ② 農用地域外の土地を農用地域に編入するための農用地利用計画の変更について(別紙 2)  
該当なし
- ③ 農用地域内の土地の農業上の用途区分の変更について(別紙 3)  
該当なし
- ④ 補助金返還の確認状況について(別紙 4)  
該当なし

### (2) 農業生産基盤の整備開発計画について

該当なし

### (3) 農用地等の保全について

該当なし

### (4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

該当なし

### (5) 農業近代化施設の整備計画について

該当なし

### (6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について

該当なし

### (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

該当なし

### (8) 生活環境施設の整備計画について

該当なし

## 3 添付図面

当該変更に係る部分を明示して提出するものとする。



## (別紙1)

ア 農用地区域からの除外

単位：m<sup>2</sup>

位置番号	地区記号 区域番号	位置	現況地目	用途区分	面積	変更後の土地利用計画					変更後の農地区区分	理由
						公共用地	山林原野	工場敷地	宅地	その他		
1		大字中筒賀字 三谷 1916 番地 1	田	田	300				300		2	一般住宅用地とするため除外。接道、面積、立地条件等から農用地区域外に適当な土地がなく、農用地区域内の農業の利用上支障を及ぼすこともないため、農振法第13条第2項の要件をすべて満たす。
2-1		大字中筒賀字 伊保地 1435 番地 1	田	田	353					353	2	資材置場とするため除外。 農用地区域外に適当な土地がなく、休耕中の農地であり農用地区域内の農業の利用上に支障を及ぼすこともない。農振法第13条第2項に該当する。
2-2		大字中筒賀字 伊保地 1435 番地 10	田	田	131					131	2	
2-3		大字中筒賀字 伊保地 1436 番地 1	田	田	515					515	2	
2-4		大字中筒賀字 伊保地 1437 番地	田	田	864					864	2	
2-5		大字中筒賀字 伊保地 1444 番地 1	田	田	373					373	2	
2-6		大字中筒賀字 伊保地 1444 番地 3	田	田	188					188	2	
3-1		大字穴字坂根 1931 番地	田	田	220					220	2	

3-2		大字穴字坂根 1932 番地 1	田	田	464					464	2	太陽光発電施設用地とするため除外。 農用地区域外に適当な土地がなく、休耕中の農地であり農用地区域内の農業の利用上に支障を及ぼすこともない。農振法第 13 条第 2 項に該当する。		
3-3		大字穴字坂根 1936 番地 2	田	田	83					83	2			
4-1		大字穴字坂根 1954 番地	田	田	769					769	2			
4-2		大字穴字坂根 1956 番地	畑	畑	225					225	2			
4-3		大字穴字坂根 1957 番地	畑	畑	400					400	2			
			農地		4,885				300	4,585	理由別面積			
			田		4,260				300	3,960	市街化区域等	林業計画		
			畑		625					625	工場事務所等用地	資材置場	2,424	
			樹園地								公用公共用施設用地	駐車場		
			牧草放牧地								一般住宅	300	その他	2,161
			混牧林地								農家住宅			
			農業用施設用地								集落介在農地等			
			計		4,885				300	4,585	耕作不適地	計	4,885	







